

# 審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項及び第6項（申請による取消し）、 第105条第2項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の6（運 転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審 査 基 準： 判断基準は、上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 交付の申請が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を 交付した都道府県公安委員会に対して行われた場合で、申請先が熊本県警察本部運転 免許課 1日 それ以外の場合 14日
申 請 先： 熊本県警察本部運転免許課（免許センター窓口） 警察署及び八代警察署氷川幹部交番
問 い 合 わ せ 先：熊本県警察本部運転免許課（電話番号：096-233-0110）
備 考：